

## 禁止行為

公園内では、下記の行為は禁止となっております。

- ・園内のくだもの及び植物の無断採取
- ・花火・ガスコンロ等の火気類の使用
- ・喫煙所以外での喫煙
- ・ペット散歩時のリード未装着及び排泄物放置
- ・自動車・オートバイ・自転車などの乗り入れ (許可された車両は除く)
- ・駐車場でのドリフト等の危険行為
- ・スケートボード、キックボード、ローラースケートなどの使用
- ・ドローンなどの飛行物の使用
- ・噴水内への無許可立ち入り
- ・園内でのゴルフ練習・スイング等
- ・その他、他の利用者の迷惑となる全ての行為

## 許可が必要な行為

山梨県都市公園条例第4条により、公園内で下記の行為を行う場合は、事前に許可申請書の提出が必要となります。

詳しくは、公園管理事務所までお問い合わせください。

- ・物品の販売、募金その他これらに類する行為
- ・業としての写真又は映画の撮影
- ・興行
- ・競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催し